

《中部》5月11日は、『西わらびの日』はじめました！

西和賀町のわらび生産者と販売流通業者等により組織されている西和賀わらび生産販売ネットワークは、5月2日に開催した通常総会において、5月11日を『西わらびの日』とすることを決めました。

これは、令和6年1月に同町特産の「西わらび」が、農林水産省の地理的表示（GI）保護制度に登録されたことから、『西わらびの日』を設けて、さらに盛り上げようと企画したものです。例年、5月中旬に収穫が本格的となる時期で、数字の11がわらびの芽がよきによきと伸びる姿をイメージさせることから、制定しました。

当日は、多くの報道機関に取材を頂き、同ネットワークの湯沢会長は、「GI登録により、西わらびの知名度が高まってきていると実感している。『西わらびの日』をきっかけに、さらに県内外の方々に興味を持っていただきたい！」と意気込みを語りました。

記念日に併せ、5月11日から「西和賀わらびロード祭り 2025」が開催され、旬を迎える西わらびで盛り上がります。



（湯沢会長と内記西和賀町長が
11日のポーズで記念撮影）



（多くのメディアから取材があり
インタビューを受けました）